

## 「下川町子育て世帯物価高騰支援商品券」の支給について

町では、エネルギー・食料品等の物価高騰対策として、子育て世帯に対して、「下川町子育て世帯物価高騰支援商品券」を、支給しております。

### ■支給対象となる要件

令和5年12月1日現在、平成17年4月2日以降に生まれた児童生徒(対象児童生徒)を養育している者。

### ■支給額

支給対象者	支給金額
対象児童生徒を養育している者	2万5千円分/人

町の住民基本台帳に記載のある対象児童生徒を養育している支給対象者には2月上旬に郵送により発送しています。

また、町の住民基本台帳に記載されていない対象児童生徒を養育している支給対象者は、役場保健福祉課窓口で申請が必要になります。

※申請時に公的身分証明書の持参をお願いします。

- ・ 申込期限 令和6年3月31日(日)まで
- ・ 問い合わせ 役場保健福祉課子育て支援係  
☎4-2511内線124 ☆4-251104

## 北海道 お米・牛乳 子育て応援事業(第二弾)

道では、平成17年4月2日から令和6年4月1日までにお生まれの子どもがいる道内の子育て世帯に、北海道産のお米や牛乳が購入できる商品券等を支給する「北海道お米・牛乳子育て応援事業(第二弾)」を1月26日から実施します。

申請が必要ですので、令和6年4月30日までにお忘れなくご申請ください。

なお、第一弾の支給品を受給されている世帯で、住所や家族構成に変更がない場合、本人確認書類不要の簡易申請が可能です。詳細は、1月下旬に郵送されたダイレクトメール(はがき)をご確認ください。(第一弾の登録住所から転居されている世帯にはダイレクトメールが届きませんのでご了承ください。)

詳細は専用ホームページ <https://hkd2023kosodate-ouen.jp/>

問い合わせは専用窓口(北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局コールセンター)

☎011-350-7371(午前9時~午後5時)へ